



# 鳥取県公報

平成13年12月28日(金)  
第7346号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (2件)(698・699)(経営商業課)..... 1
	公共測量の実施(700)(管理課)..... 2
	一般国道の供用の開始(701)(道路課)..... 2
	災害危険区域の指定(702)(建築課)..... 3
	鳥取県指定代理金融機関の店舗の位置の一部改正(703)(会計課)..... 6
	鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(2件)(704・705)(〃)..... 7
<b>調達公告</b>	落札者の決定(消防課)..... 8
	随意契約の相手方の決定(市町村振興課)..... 8

## 告 示

### 鳥取県告示第698号

平成13年鳥取県告示第471号(大規模小売店舗に関する変更事項の届出について)により告示した日光ストアー安長店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要  
意見なし
- 3 縦覧に供する期間  
平成13年12月28日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経営商業課  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市商工観光部商工課

**鳥取県告示第699号**

平成13年鳥取県告示第472号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したガリパーコスモ・プラザに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要  
意見なし
- 3 縦覧に供する期間  
平成13年12月28日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経営商業課  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市商工観光部商工課

**鳥取県告示第700号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（東伯町下水道平面図作成）
- 2 作業期間 平成13年11月28日から平成14年1月10日まで
- 3 作業地域 東伯郡東伯町

**鳥取県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年12月28日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	東伯郡三朝町大字今泉字畑ヶ田653 - 2地先から同大字字石田996 - 3地先まで	平成14年1月7日
	倉吉市円谷字田汲谷355地先から同市円谷字東天地222 - 10地先まで	

## 鳥取県告示第702号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課並びに鳥取土木事務所、倉吉土木事務所及び米子土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 名称

伏野第二地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を平成9年鳥取県告示第543号（災害危険区域の指定について）により指定した災害危険区域の西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市伏野字屋敷ノ二1190 - 1	1号
鳥取市伏野字西川1432	2号
鳥取市伏野字西川1436 - 1	3号
鳥取市伏野字宮ノ腰1487	4号
鳥取市伏野字屋敷ノ二1188 - 1	5号

## 2(1) 名称

下砂見第二地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市下砂見字隈ノ内1781	1号
鳥取市下砂見字隈ノ内1784	2号
鳥取市下砂見字隈ノ内1785	3号
鳥取市下砂見字隈平ラ933	4号
鳥取市下砂見字隈平ラ929	5号及び6号

## 3(1) 名称

麻生第三地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字麻生字澤396地先河川敷	1号
八頭郡郡家町大字麻生字澤380 - 1	2号
八頭郡郡家町大字麻生字澤606	3号
八頭郡郡家町大字麻生字澤600 - 4地先道路敷	4号
八頭郡郡家町大字麻生字澤600 - 1地先道路敷	5号
八頭郡郡家町大字麻生字下モ田281 - 5	6号

八頭郡郡家町大字麻生字下モ田815 7号

八頭郡郡家町大字麻生字澤365地先道路敷 8号

## 4(1) 名称

上市場地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕856 - 1	1号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺892 - 1	2号及び3号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕875 - 2	4号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺949	5号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前991	6号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前1000 - 1	7号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前998	8号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前994 - 3	9号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前967 - 1	10号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕858	11号

## 5(1) 名称

小田地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱25号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 2	1号、2号、4号及び5号
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 1	3号
倉吉市小田字宮ノ峰459 - 2	6号
倉吉市小田字堤谷500 - 3	7号
倉吉市小田字堤田117 - 1	8号
倉吉市小田字堤谷西平573 - 1	9号
倉吉市小田字大坂西平574 - 3	10号
倉吉市小田字大坂西平574 - 1	11号
倉吉市小田字堤田129	12号
倉吉市小田字堤田128 - 2	13号
倉吉市小田字堤田118	14号
倉吉市小田字堤田119 - 1	15号
倉吉市小田字堤田128 - 1	16号
倉吉市小田字堤田123	17号
倉吉市小田字堤田124 - 1	18号
倉吉市小田字堤田125	19号
倉吉市小田字堤田126 - 1	20号
倉吉市小田字上掘り田90	21号
倉吉市小田字堤田135	22号
倉吉市小田字上掘り田75 - 2	23号

倉吉市小田字宮ノ峰460 - 7	24号
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 5	25号

## 6(1) 名称

島第二地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡北条町島字屋敷794地先道路敷	1号
東伯郡北条町島字岡730	2号
東伯郡北条町島字岡727	3号
東伯郡北条町島字岡726地先道路敷	4号
東伯郡北条町島字岡723 - 2地先道路敷	5号
東伯郡北条町島字苅山677	6号
東伯郡北条町島字屋敷685	7号
東伯郡北条町島字屋敷686	8号
東伯郡北条町島字屋敷720地先道路敷	9号
東伯郡北条町島字屋敷796地先道路敷	10号

## 7(1) 名称

西高尾地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と標柱3号を一般県道法万大栄線の南側境界線に沿って結んだ線、標柱3号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷556 - 1地先道路敷	1号
東伯郡大栄町大字西高尾字家ノ後口559 - 3	2号
東伯郡大栄町大字西高尾字家ノ後口574 - 1	3号
東伯郡大栄町大字西高尾字下垣屋敷443 - 1地先道路敷	4号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷452 - 1	5号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷470	6号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷473 - 1	7号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷483 - 2地先道路敷	8号

## 8(1) 名称

目久美地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市目久美町339 - 3	1号
米子市目久美町343 - 1	2号
米子市目久美町328 - 1	3号
米子市目久美町355 - 5	4号
米子市目久美町353 - 11	5号

米子市目久美町258 - 3 6号  
 米子市目久美町353 - 3 地先道路敷 7号

9(1) 名称

尚徳地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市青木字宮塔928 - 2	1号
米子市青木字宮塔925 - 4	2号
米子市青木字宮塔927	3号及び4号
米子市青木字宮ノ前上1159 - 5	5号
米子市青木字宮塔928 - 9	6号

10(1) 名称

上細見地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡岸本町上細見字屋敷357	1号
西伯郡岸本町上細見字屋敷356	2号
西伯郡岸本町上細見字屋敷398	3号
西伯郡岸本町上細見字屋敷399	4号
西伯郡岸本町上細見字屋敷409	5号
西伯郡岸本町上細見字屋敷347	6号
西伯郡岸本町上細見字屋敷352	7号

**鳥取県告示第703号**

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成14年1月4日から施行する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
2 鳥取県指定代理金融機関			2 鳥取県指定代理金融機関		
店舗の名称	位 置	収納金を納付すべき 指定金融機関の店舗 の名称	店舗の名称	位 置	収納金を納付すべき 指定金融機関の店舗 の名称
略			略		

鳥取県信用漁業協同組合連合会	略	境港支店	境港市 <u>中野町</u>	株式会社山陰合同銀行境港支店
	略			

鳥取県信用漁業協同組合連合会	略	境港支店	境港市 <u>栄町</u>	株式会社山陰合同銀行境港支店
	略			

**鳥取県告示第704号**

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成14年2月18日から施行する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
1 鳥取県指定金融機関		1 鳥取県指定金融機関	
店舗の名称	位 置	店舗の名称	位 置
株式会社山陰合同銀行	略	株式会社山陰合同銀行	略
鳥取南支店	鳥取市若桜町	鳥取南支店	鳥取市若桜町
		<b>鳥取北出張所</b>	<b>鳥取市材木町</b>
略		略	
<u>北条出張所</u>	東伯郡北条町大字田井	<u>北条支店</u>	東伯郡北条町大字田井
略		略	
<u>内浜出張所</u>	米子市彦名町	<u>内浜支店</u>	米子市彦名町
略		略	
<u>境西出張所</u>	境港市外江町	<u>境西支店</u>	境港市外江町
略		略	

**鳥取県告示第705号**

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成14年3月18日から施行する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
1 鳥取県指定金融機関			1 鳥取県指定金融機関		
店舗の名称		位 置	店舗の名称		位 置
株式会社山陰合同銀行	略	西伯郡淀江町大字淀江	株式会社山陰合同銀行	略	西伯郡淀江町大字淀江
	淀江支店			淀江支店	
	略			大山支店	西伯郡大山町所子
				略	

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 消防防災ヘリコプター搭載型赤外線カメラ整備業務一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札決定日 平成13年12月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 三菱電機株式会社中国支社  
広島市中区中町7 - 32
- 5 落札価格 41,895,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成13年11月6日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県消防課  
鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に係る設備の整備及び保守管理委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年10月23日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 60,167,835円（消費税及び地方消費税の額を含む。）



- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部市町村振興課  
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

